

Only One Tokushima

徳島の提言・要望

～「経済危機対策」の早期実施及び
弾力的な運用を求める要望～



(地域医療の再生制度の充実を)



(新しい交付金の弾力的な運用を)

平成21年4月

徳 島 県



～「経済危機対策」の早期実施及び弾力的な運用を求める要望～

我が国経済は、「百年に一度」の経済危機に直面し、4月1日に発表された日本銀行「短観」の業況判断指数において、大企業製造業が1974年の調査開始以来、最悪の水準となるマイナス58に急落するなど、未曾有の状況に突入しております。

雇用面においても、「派遣労働者の解雇及び雇止め」に続き、「正規社員の雇用調整」の動きが急速に広がりつつあるなど、かつてない事態を目の当たりにし、国民の不安感と苛立ちはピークに達しつつあります。

本県においては、1月補正予算と21年度当初予算を合わせ、密接不可分の「15か月予算」として編成し、県単・維持公共事業の切れ目ない実施や、昨年度比20%増の予算額の確保をはじめ、労働・経済界を含めた「挙県一致」の体制のもと、出来る限りの対策を講じているところです。

更に今後、「未曾有の経済危機」の被害を最小限に止めるためには、国・地方が一致協力して、持てる政策と英知を結集し、「雇用対策」、「中小企業対策」、「地方重視の対策」に、スピード感を持ち全力を挙げて取り組む必要があります。

こうした中、政府・与党においては、この度、「緊急的な対策一底割れの回避」、「成長戦略一未来への投資」、「安心と活力の実現一政策総動員」、「税制改正」を対策の柱とする、過去最大規模の「経済危機対策」を発表したところです。

この対策には、地域における公共投資の円滑実施に配慮した交付金の創設をはじめ、数多くの「地域経済支援策」が盛り込まれており、今後の予算編成作業において、地方の実情を踏まえた、より効果的な事業としていただくことにより、「経済浮揚の強力なエンジン」となることが期待されます。

つきましては、国におかれては、次のとおり「経済危機対策」の実施を急がれるとともに、地域の実情にあった事業執行を可能とするため、制度に係る速やかな情報提供、地方への重点配分に努め、各制度の弾力的運用を図られますよう、ここに要望いたします。

平成21年4月15日

徳島県知事 飯泉 嘉門

～「経済危機対策」の早期実施及び弾力的な運用を求める要望～

(目 次)

I 地域経済と雇用を守る緊急経済雇用対策の推進

	頁
1 中小企業支援のための信用補完制度の一層の充実について	1
2 中小企業再生支援施策のより一層の充実強化について	3
3 雇用対策（能力開発対策）の推進について	5
4 「地域経済を支える生産基盤」である水田を最大限活用する 新規需要米の生産流通支援について	6

II 地方重視の地球温暖化対策の推進

5 「地域版グリーンニューディール基金」の弾力的活用について	7
6 地方公共団体施設への太陽光発電システム導入の推進について	8
7 スクールニューディール構想の促進について	9
8 LED応用製品の普及促進について	11
9 森林吸収源対策を軸とした「緑の社会資本整備」の推進について	13

III 医療と子育ての充実による「安全・安心」の確保

10 「地域医療の再生」に向けた都道府県支援制度の充実等について	14
11 「安心こども基金」の制度の充実について	16

IV 地方公共団体へ配慮した適切な地方財政措置

12 「地域活性化・公共投資臨時交付金（仮称）」の柔軟な活用について	18
13 「経済危機対策」に伴う地方の財政負担への財源措置について	19

I 地域経済と雇用を守る緊急経済雇用対策の推進

1 中小企業支援のための信用補完制度の一層の充実について

「百年に一度」の経済危機に際して、我が国の産業活力や雇用の維持・創出に重要な役割を担っている中小企業の金融円滑化を図るため、信用保証協会における経営安定の確保や緊急保証制度に対応した保険制度の料率軽減など、「信用補完制度」の一層の充実を図っていただきたい。

- (1) 中小企業の金融円滑化に向けて、信用保証協会の経営の安定を確保し、より積極的に保証承諾ができるようにするため、社団法人全国信用保証協会連合会が信用保証協会に対して行う「損失補償」の補填率を、現行の中小企業信用保険による補填を除いた金額の「80%」から「90%」に引き上げるとともに、これに対する支援（補助）を強化すること。
- (2) 中小企業者の資金繰り支援において、保証枠が10兆円拡大された「緊急保証制度」がより一層活用されるよう、次の措置を講じること。
 - ① 緊急保証制度の対象業種について、「法令上の保証対象外業種」や「中小企業性の薄い業種」を除く全業種の指定
 - ② 中小企業信用保険制度の保険料率について、緊急保証制度に適用される「普通保険」（保険料率0.41%）及び「無担保保険」（同0.29%）の保険料率の軽減

（参考1）四国における徳島県の緊急保証の状況（H21.3末現在）

保証承諾実績	徳島県（A）	四国全体（B）	徳島県の構成比（A/B）
件数	3,638	11,892	30.6%
金額（百万円）	52,292	177,196	※ 29.5%

（※H20.11末：56.2%）

（参考2）徳島県の新規保証承諾額の状況

（単位：百万円）

新規保証承諾額	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成19年度（A）	8,273	7,688	8,016	4,613	4,947	5,302
平成20年度（B）	3,674	19,415	21,199	7,536	7,135	6,685
うち緊急保証分		17,492	19,110	6,095	5,076	4,519
対前年度比（B/A）	44.4%	252.5%	264.5%	163.4%	144.2%	126.1%

(注釈)

① 現状と課題

本県では、「百年に一度」の経済危機に際して、セーフティネット資金をはじめ、県中小企業向け融資制度による支援を強化するとともに、県信用保証協会等との緊密な連携体制を構築した結果、

県内における緊急保証制度の実績は、3月末現在で、四国全体の約30%に当たる3,638件、約523億円に達しており、県内中小企業の資金繰り円滑化支援に大きな効果を発揮してきたところである。

その一方、平成20年度の県信用保証協会における代位弁済は、643件、約57億円となっており、金額ベースでは前年度比32.7%増と「過去10年間で最悪」の状況で、特に建設業、製造業、小売業の業種が多くなっている。

今後、「100%保証」である緊急保証制度の保証承諾額の増加や経済情勢の一段の悪化によって代位弁済が増加した場合、県信用保証協会の経営が不安定になり、中小企業に対する保証姿勢に影響が出かねないと強く懸念しているところである。

② 「信用補完制度」の一層の充実

こうした点を踏まえ、信用保証協会が今後とも引き続き適正かつ積極的に中小企業に対する保証承諾ができるよう、協会における貸倒リスクの負担を軽減することで経営の安定を確保するとともに、

制度創設以後、中小企業の資金繰り支援に大きな役割を果たしている「緊急保証制度」に適用される中小企業信用保険の保険料率を軽減するなど、信用補完制度の一層の充実に向けて必要な支援措置を講じていただくよう要望する。

なお、本年4月3日には、全国知事会による「緊急雇用対策に関する提言・要請」においても、国に対して同趣旨の要請がなされている。

【主管省庁局名】 経済産業省中小企業庁

2 中小企業再生支援施策のより一層の充実強化について

「百年に一度」の経済危機に際して、我が国の産業活力や雇用の維持・創出に重要な役割を担っている中小企業の活力の再生を図ることが益々重要となることから、中小企業再生支援施策のより一層の充実強化を図っていただきたい。

- (1) 「百年に一度」の経済危機のため、中小企業の経営環境は厳しい状況にあり、今後、経営の悪化する中小企業がさらに増加することが懸念されるため、「中小企業再生支援協議会」がスピード感を持った対応ができるよう、活動経費の増額をはじめとした予算面、弁護士、税理士、中小企業診断士等、事業再生の専門家についての増員などの体制面から、「中小企業再生支援協議会」機能のより一層の充実強化を図ること。
- (2) 「経済危機」に鑑み、地域金融機関が中小企業の様々な成長段階にあわせ、各種手法の活用等を通じて中小企業の支援に取り組むことは、地域の金融円滑化、個々企業の成長を確保し、地域経済の発展に寄与することとなるため、地域密着型金融の一層の推進に努めるよう次の措置を講ずること。
- ① 地域金融機関が中小企業の経営改善支援、事業再生等に取り組んだ実績については、全体的な公表ではなく、金融機関ごとの発表を行うこと。
- ② 中小企業に対する経営改善支援、事業再生等について、積極的な取組み、先進的な取組みを行っている金融機関及びその職員に対する表彰制度を充実することにより、今後に向けての熱意ある取組みを促し、社会的信用が高まるよう努めること。

※現行制度 金融機関に対し財務局長名での表彰



提案内容 金融機関及びその職員に金融庁長官、財務局長名で表彰

(参考1) 徳島県の新規保証承諾額の状況

(単位：百万円)

新規保証承諾額	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成19年度(A)	8,273	7,688	8,016	4,613	4,947	5,302
平成20年度(B)	3,674	19,415	21,199	7,536	7,135	6,685
うち緊急保証分		17,492	19,110	6,095	5,076	4,519
対前年度比(B/A)	44.4%	252.6%	264.5%	163.4%	144.2%	126.1%

(参考2) 徳島県の代位弁済の状況

(単位：百万円)

代位弁済の金額	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成19年度(A)	251	422	338	273	268	369
平成20年度(B)	669	457	377	369	419	385
対前年度比(B/A)	266.5%	108.3%	111.5%	135.2%	156.3%	104.3%

平成19年度 540件、4,266百万円

平成20年度 643件、5,661百万円(対前年度比132.7%)

(注釈)

① 現状と課題

- ・本県においては、「緊急保証制度」を積極的に活用し、本県の保証承諾は、平成21年3月末現在、件数で3,638件、金額で約523億円となっており、県内中小企業の資金繰りの円滑化、倒産防止に一定の役割を果たしている。
- ・その一方で、「原油・原材料高」に続く「経済危機」の影響により、県信用保証協会における、中小企業についての代位弁済額は、前年度比32.7%の増加となり、過去10年で最も多い。
- ・このため、中小企業が99.9%を占める本県においては、「経済危機」に際して、産業活力や雇用の維持・創出に重要な役割を担っている中小企業の活力の再生を図ることが益々重要と考えている。
- ・こうしたことから、中小企業の再生を支援する「中小企業再生支援協議会」のさらなる機能の強化充実は不可欠である。
- ・また、中小企業再生支援協議会機能の強化充実とともに、地域金融機関の地域密着型金融を進め、中小企業に対する経営改善支援、事業再生についての取組みを強化することが重要である。

【主管省庁局名】 経済産業省中小企業庁、内閣府金融庁

3 雇用対策（能力開発対策）の推進について

極めて厳しい経済情勢を踏まえ、「雇用保険を受給していない者」に対する雇用対策、とりわけ安定雇用に結びつく能力開発について、必要な措置を講じていただきたい。

(1) 「雇用保険を受給していない者」を対象とした職業訓練の抜本的拡充に際して、国の委託事業として県が実施している「離職者等再就職訓練事業」についても、「雇用保険を受給していない者」を対象とした訓練コースの設定・実施ができるよう制度の拡充を図っていただきたい。

また、「雇用保険を受給していない者」が訓練コースを受講する期間中の生活を保障するため、新たに基金を造成し、給付制度を設けていただきたい。

(注釈)

- ① 本県では、離職者等に対し民間機関を活用して職業訓練を実施することにより、早期の就職促進を図るための「離職者等再就職訓練事業」について、厳しい雇用情勢に対応するため、平成20年度の8訓練科170名を平成21年度においては、23訓練科385名と定員を倍増して実施することとしている。
- ② しかしながら、この訓練の受講者の決定にあたっては、雇用保険受給者が優先され、定員を上回る応募があった場合には、結果として「雇用保険を受給していない者」が排除される場合がある。
- ③ 極めて厳しい雇用情勢下では、各訓練コースにおいて定員を上回る応募があり、事実上、「雇用保険を受給していない者」は訓練を受講できにくい状況となっている。
また、「雇用保険を受給していない者」が訓練を受講する場合、訓練期間中の生活支援が必要不可欠である。

【主管省庁局名】厚生労働省職業能力開発局

4 「地域経済を支える生産基盤」である水田を最大限活用する新規需要米の生産流通支援について

地域経済の活性化に向け、地域にある豊かな生産基盤を活用し、「水田フル活用」による米粉用米などの新規需要米に対する生産流通支援の拡充を図り、経営として成り立つ仕組みを構築すること。

- (1) 地域経済活性化につながる「水田フル活用」を円滑に進めるため、米粉用米、飼料用米及び飼料用稲の新規需要米の取り組みが、経営として成り立つよう追加支援を行うこと。

(注釈)

① 現状と課題

食料自給率向上を図るためには、水田をフルに活用した持続的な農業生産を確立する必要がある。

- ② 新規需要米に対する助成単価は、経営が成り立つ水準とし、水田農業の維持・発展、雇用の確保につながる、主食用米と同等程度の生産者収益が確保できるような制度となるよう追加支援をお願いしたい。

- (2) 米粉用米の作付け拡大を進めるため、米粉の利用技術の開発や利用促進PRなど需要拡大に向けた対策の拡充を図ること。

(注釈)

① 現状と課題

- ・米粉用米の円滑な流通を図るためには、小麦に替え、新たにパン、麺、菓子などに米粉が使用される必要がある。
- ・このため、本県では県独自の、「農商工連携ファンド事業」により、JA徳島中央会を事業主体として、米粉活用連携事業体の育成による「米粉流通システム」を構築する「米粉流通促進対策」を講じることとしている。

- ② 米粉の流通促進については「食料・農業・農村基本法」に基づき国が行っている米の消費拡大の取り組みと同様に、国の責務と位置付けて推進していただきたい。

【主管省庁局名】 農林水産省総合食料局・生産局

Ⅱ 地方重視の地球温暖化対策の推進

5 「地域版グリーン・ニューディール基金」の弾力的活用について

地域版グリーン・ニューディール基金の創設にあたっては、温室効果ガス削減に大きな役割を担っている地方に重点的に配分するとともに、自然環境や産業構造など、地域が持つ特性に応じた地方独自の地球温暖化対策を効果的に展開できるよう柔軟かつ弾力的な制度としていただきたい。

- (1) 各地方公共団体の基金額は、二酸化炭素の吸収源となる森林の整備を通じて、温室効果ガスの削減に大きな役割を担っている本県をはじめとした地方の現状を踏まえ、例えば「全国の人工林面積に占める都道府県別面積比率」や「地方公共団体が支出した林業費総額に占める都道府県別林業費の割合」など、森林整備に必要な経費を考慮した配分とすること。
- (2) 各地方公共団体は、地域の実情に応じた効果的なハード、ソフト両面の幅広い施策を展開するとともに、地方の創意工夫を発揮することができるよう、基金の用途を制限することなく、柔軟かつ弾力的に活用できる制度とすること。
- (3) 基金を活用して実施する事業については、その財源を基金から全額充当できることとし、地方負担が伴わないものとする。
- (4) 基金は取り崩し運用できるものとし、その期間は京都議定書に定める平成24年度までの4カ年とするなど、十分な施策効果が上がる期間とすること。

(注釈)

①現状と課題

- ・2006年の温室効果ガス排出量は基準年に比べ6.2%増加する状況にあり、今後4年間で京都議定書の第一約束期間の温室効果ガス削減目標である-6%を達成するためには相当な削減努力が求められることとなる。
- ・目標達成計画では、2010年度以降速やかに、目標達成のために実効性のある追加的対策・施策を講じることとしているが、温室効果ガス排出量が増加している現状に鑑みれば、できるだけ早期の追加対策が必要なものと考えられる。
- ・しかしながら、百年に一度の経済危機といわれる現在、民間での取組みが停滞することが危惧されており、このため、国の積極的な支援とともに、新たな基金を創設し、吸収源対策としての森林整備や太陽光発電の利用促進などによる民生部門での排出削減に地方公共団体が積極的に対策を講じることが、目標達成に効果的な取組みであると考えられる。

【主管省庁局名】 環境省総合環境政策局、地球環境局

6 地方公共団体施設への太陽光発電システム導入の推進について

温室効果ガスを削減し、地球温暖化対策を推進するためには、地方の主要な建物である公共施設への一層の新エネルギー設備の率先的導入が不可欠であり、国において、太陽光発電システムを地方の学校施設及び公共施設に優先的かつ集中的に導入していただきたい。

- (1) 太陽光発電システムの導入は、緊急経済対策と温室効果ガスの削減に即効性があるとともに、さらには、東南海・南海地震など地震発生の可能性が高まる中、地域の防災拠点に位置付けられている全ての学校施設及び公共施設に優先的に導入することによって防災対策にもなる。

そのため、温室効果ガスの吸収源として大きな役割りを担っている地方に対し、極めて厳しい地方財政を踏まえ国の全額負担によって、地方の学校施設等に、優先的かつ集中的に太陽光発電システムを導入する制度としていただきたい。

(注釈)

①現状と課題

- ・現在、地球温暖化対策の推進が望まれる中で、温室効果ガスを削減するためには、環境負荷の低い新エネルギー設備の導入を今まで以上に普及促進させる必要があり、公共施設への「太陽光発電システム」などを導入することは、行政の率先垂範行動として、民間への波及効果は高く、飛躍的な普及に繋がるものと考えられる。
- ・また、百年に一度と言われる危機的な経済状況に対する景気浮揚策と地球温暖化対策を同時に実施する、いわゆる「グリーン・ニューディール政策」が国際的にも大きな流れとなっている。
- ・さらに、本県は、今世紀前半にもその発生が懸念されている東南海・南海地震による甚大な被害が想定されるため、学校施設をはじめとする防災拠点施設の耐震化を推進しているところであり、太陽光発電システムは、緊急時の自主電源としても期待される場所である。
- ・しかし、現下の厳しい財政状況下では、地方公共団体において、設備導入に係る地方負担額が確保できない状況であり、国においてその財源を全額確保し、地方公共団体の施設への「太陽光発電システム」の導入に取り組まれることが望まれる。

【主管省庁局名】 環境省地球環境局、文部科学省文教施設企画部

7 「スクール・ニューディール構想」の促進について

公立小中学校施設は、児童・生徒の安全を確保するとともに、地域住民の応急避難場所としての役割も担うことから、昨年度の「地震防災対策特別措置法」の改正の対象とならなかった、 l_s 値0.3以上0.7未満の小中学校施設の耐震化についても、 l_s 値0.3未満の施設と同様に制度の拡充を図ること。

また、耐震化とあわせて実施するエコ改修及び学校におけるICT環境の整備について、大幅な制度の拡充を図ること。

- (1) 公立小中学校施設において、 l_s 値0.3以上0.7未満の耐震性のない施設についても、 l_s 値0.3未満と同様に国庫補助率の引き上げと、地方財政措置の拡充を図ること。

(注釈)

- ① 本県は、全市町村が東南海・南海地震防災対策推進地域であり、県内の小中学校の90%以上の学校施設が地域住民の避難所に指定されており、同施設の耐震化率は、平成20年4月1日現在で48.2%と全国的にも低い状況（全国平均62.3%）であり、早急な耐震化を進める必要がある。
- ② 耐震化の事業を実施するには、多大な費用負担を要するため、耐震化促進の大きな阻害要因となっている。
- ③ 国においては、中国・四川大地震で多くの学校施設が倒壊したことを受けて、「地震防災特別措置法」が改正され、 l_s 値（構造耐震指標）が0.3未満の公立小中学校施設の耐震化に対する国庫補助率の引き上げと、地方財政措置の拡充がなされたところである。
- ④ しかしながら、県内の公立小中学校施設の耐震性を有していない施設の約8割が、 l_s 値0.3以上となっており、これらの学校施設の耐震化の促進も極めて重要である。
- ⑤ これらの施設については、県単独で「公立小中学校施設耐震化緊急支援制度」を創設し、国と一体となって市町村に対する財政支援を行っているが、国の l_s 値0.3未満並の補助・財政措置となっておらず、更なる財政支援を要望するものである。

- (2) 「安全・安心の確保」や「環境負荷の低減」に向けた公立小中学校施設の一体的な整備を図るため、耐震補強事業とあわせて実施する「耐震化関連工事」について、次のとおり補助制度の拡充を図ること。

- ① 耐震化関連工事の「エコ改修工事」の対象に、太陽光発電施設の設置、屋上緑化、グラウンドの芝生化、緑のカーテン等に拡大すること。
- ② 「エコ改修工事」を、耐震補強を実施しない別棟で行う場合にも補助対象とし、さらに同一校内で「耐震補強」と「エコ改修」を一体的に行う場合には、補助率の嵩上げを行うこと。

(注釈)

- ① 近年、地球規模の環境問題が世界共通の課題として提起されており、学校施設においても、環境負荷の低減や自然との共生に対応した施設を整備するとともに、未来を担う子ども達が環境問題を身近に感じられるような工夫を行うことが重要である。
- ② 現在、耐震化関連工事として実施する「エコ改修工事」は、断熱材の付加や庇の付け替えの改修工事が補助対象となっているが、太陽光発電などについては補助対象となっていない。また、耐震化関連工事は、耐震補強を行う棟で実施するものに限られている。
- ③ 急務である学校施設の耐震化、また一方で急がれる地球温暖化対策を同時に実施することで、安全・安心で地球環境にも配慮した学校施設の整備が、効率的に推進されるよう要望するものである。

(3) 校内LAN整備経費については、補助対象を拡大するとともに、コンピュータやプロジェクタなどの情報関連設備の整備においても大幅な財政措置の導入を図り、ICT環境の整備促進を図ること。

(注釈)

- ① IT新改革戦略では、学校におけるICT環境の整備について、「2010年度までに全ての公立小中高等学校の教員に一人1台のコンピュータを配備し、学校と家庭や教育委員会との情報交換の手段としてのITの効果的な活用その他様々な校務のIT化を積極的に推進する。」「校内LANや普通教室のコンピュータ等のIT環境整備について早急に、計画を作成するとともに、学校における光ファイバによる超高速インターネット接続を実現する。」と示されているが、多大な費用負担を要するため整備が進んでいない状況にある。
- ② 本県における平成20年3月現在の学校におけるICT環境の整備状況では、普通教室における校内LAN整備率が81.4%となっているが、超高速インターネット接続率45.4%(全国平均51.8%)、教員の校務用コンピュータ整備率では55.4%(同57.8%)と全国的にも低い状況にあり、早急に整備を進める必要がある。
- ③ 耐震化に伴う学校施設の改修においては、ICT環境の整備についても配慮することが重要であり、電源の容量、黒板とスクリーン等の配置、地上デジタル放送に対応した校内放送設備や防犯用IPカメラの設置、高速無線LANの整備など校内LANをベースにしたシステムの導入も同時に進めることが重要である。
- ④ ICTの活用においては、地域や学校による格差が大きいが、その要因としてICT環境の整備不足が考えられることから、日本全国、どの地域の学校においても日常的にICTを活用するために、ICT環境の整備が効率的に図れるような財政支援を要望するものである。

【主管省庁局名】 文部科学省大臣官房、総務省

8 LED応用製品の普及促進について

日本経済の早期回復と低炭素社会の実現を両立させるため、長寿命、低消費電力等の特長を持ち、世界最高水準の技術と品質を誇る我が国のLEDを使用した応用製品を普及促進するための施策を実施していただきたい。

- (1) 韓国においては、国を挙げてLED産業の育成強化を図っており、近い将来、世界市場に大きく参入してくることが予想されるため、我が国においても、国際競争に打ち勝てるよう、LED産業に対する研究・技術開発に対する支援を行ってください。
- (2) 一定の品質水準をクリアしたLED応用製品を国の各省庁において積極的に導入し、また、地方公共団体の導入に対する支援を行うとともに、テレビ・エアコン・冷蔵庫を対象としたグリーン家電にLED照明を位置づけ、エコポイントの対象とすることによって消費者の購入促進を図るなど、LED応用製品の普及促進を実施してください。

【本県の取組】

県内中小企業が開発したLED応用製品を、お試し発注として県の関係機関が率先購入。

お試し発注（本県の取組）



LEDダウンライト（県庁ロビー）



LED街路灯（高等学校）

（注釈）

現状と課題

21世紀は環境の世紀であり、高性能、省エネルギー、小型、軽量であり、優れた環境特性を有する「LED」の需要が国際的に急速に拡大しており、今後、一層の需要拡大が見込まれる状況にあります。

韓国においては、LED産業の育成を国家戦略のひとつに位置づけ、2012年までに技術開発や基盤推進費として4,000億ウォン（日本円：約300億円）を、また、照明市場の30%をLEDに切り替えるため、3,500億ウォン（日本円：約260億円）を投入することとしており、さらに、高効率のLED照明使用者には、設置奨励金（設置費用の15～30%水準）を支援する計画であります。

徳島県は、世界最大の「LEDメーカー」が立地する類い希なる地域であり、世界的なLED産業の集積地を目指す「LEDバレイ構想」の推進を図るなど、新産業の創出に向けた取組を促進しているところであります。

また、県内中小企業が開発した応用製品をお試し発注として、県の関係機関が率先購入し、販売促進や信頼性の向上につなげる取組を行っておりますとともに、LEDランプやLED蛍光灯を県庁舎に設置し、県庁舎を実証実験フィールドとして提供しているところであります。

国内企業の高い技術力を背景とした世界最高水準であるLED照明をはじめとするLED応用製品については、需要と販売価格の相関関係から比較的高コストであるため、高品質な製品が国民生活レベルにまで十分浸透するに至っていない状況にあります。

百年に一度といわれる未曾有の経済危機のなか、国を挙げたLED応用製品の大規模な需要を加速度的に創出させる施策を実施することにより、製品価格の低減を通じた企業の国際競争力を強化するとともに、産業活動や国民生活におけるエネルギー関連支出の抑制を通じた低コスト社会の実現に資するものと考えております。

こうしたことを踏まえ、日本経済の早期回復と低炭素社会の実現を両立させるため、長寿命、低消費電力等の特長を持ち、世界最高水準の技術を誇るLEDを使用した応用製品を普及促進するための施策が不可欠であります。

【主管省庁局名】 経済産業省商務情報政策局、資源エネルギー庁

9 森林吸収源対策を軸とした「緑の社会資本整備」の推進について

地球温暖化防止と雇用創出の両面で大きな効果が期待できる間伐などの「森林吸収源対策」を推進できるよう、地方負担の軽減を図るとともに、施策の充実・強化を図ること。

- (1) 森林吸収源対策を着実に推進するため、間伐関係の森林整備事業に係る地方負担分についても、現在検討中の臨時交付金の対象とすること。

(注釈)

- ① 当該交付金の対象は「建設地方債対象事業」を想定されているが、間伐や植林等の造林公共事業も対象としていただきたい。
- ② 本県や県内市町村の多くは、造林公共事業に上乘せ助成を実施している状況にあるが、交付金の対象とすることで、間伐の一層の推進が図られる。

- (2) 全額国費の定額助成方式により間伐が実施できる「条件不利森林公的整備緊急特別対策事業」について、その事業対象に植栽や下刈り、獣害対策、竹林の整備、間伐材の搬出経費などを加えると同時に、それに応じた助成単価を設定すること。

(注釈)

- ① 「森林吸収源対策」は、間伐だけでなく植林も重要な対策の一つであるが、採算性の悪化や獣害により植林されずに放置される伐採跡地も見受けられる。このため、植栽や、植栽後に必要な下刈りや獣害対策も、事業対象とする必要がある。
- ② 竹林の整備や、間伐材の搬出を事業対象とすることで、地域の雇用創出や景観の保全はもとより、間伐材や竹材のバイオマス利用の推進が期待できる。

- (3) 平成20年度2次補正で実施された「路網整備地域連携モデル事業」（全額国費の定額助成方式）について、事業を継続するとともに、予算の増額や助成単価を引き上げ実施すること。

(注釈)

- ① この事業は、建設業者と森林組合等が連携して作業路網を整備する事業で、雇用の創出や、効率的な森林整備や間伐材の搬出コストの低減に不可欠である。
- ② 一方、この事業は幅員3メートルの基幹作業道の整備が必須となっており、地形の急峻な本県にとっては、助成単価の引き上げが望まれる。

【主管省庁局名】 農林水産省林野庁

Ⅲ 医療と子育ての充実による「安全・安心」の確保

10 「地域医療の再生」に向けた都道府県支援制度の充実等について

地域における医療の提供が危機的状況となっていることを踏まえ、今回の「経済危機対策」における「地域医療の再生」に向けた都道府県への支援制度については、各都道府県が地域の医師不足等の実情に応じた実効性のある対策を機動的に講じられるよう、都道府県の自由度の確保や支援内容の充実等について配慮されたい。

- (1) 今回の支援制度の設計に当たっては、本県のような財政状況の厳しい都道府県においても、「地域医療の再生」のために必要な施策を機動的に展開できるよう、都道府県の自由度を最大限確保するとともに、追加の地方負担が生じないように配慮すること。
- (2) 各都道府県への具体的な財政支援の額については、本県のような、医師の地域偏在が極端に顕著であり、地域医療の崩壊に瀕した2次医療圏を多く抱えるなど、より危機的な状況にある都道府県に対して重点的に配分が行われるよう、地域の実情を可能な限りの確に反映できる配分基準を設定すること。
- (3) 本県では、医療提供体制を確保するため、これまでも県単独で様々な事業に取り組んでいるが、そうした事業も含め、各都道府県が地域の実情を踏まえた的確な施策をきめ細かく実施できるよう、「地域医療の再生」に向けた事業については、幅広く今回の支援制度の対象とすること。
- (4) 災害拠点病院等の耐震化整備に係る助成については、地方自治体における厳しい財政状況に鑑み、公立病院も対象とすること。

(注釈)

① 現状と課題

- ・本県においては、へき地や中山間地域における医師不足や、産科・小児科・救急・外科などの特定診療科における医師不足が、年々深刻化し、極めて憂慮すべき状況となっている。
- ・特に、県南部・県西部においては、地域の医療を支える公立・公的病院の医師不足が顕著であり、診療体制の縮小に加え、内科医等の不足から救急患者の受入を休止するなど、地域における医療の提供が極めて厳しい状況となっている。
- ・さらに、分娩取扱を休止・中止する医療機関が相次ぎ、本年4月からは、6つの2次保健医療圏のうち3つの医療圏において、お産ができる病院が無くなるという危機的な状況に陥っている。

- ・このような状況を踏まえ、本県では、医療提供体制を確保するため、「医師・看護師の養成・確保」、「勤務環境の改善」、「県民への意識啓発」、「即戦力となる医師の確保」など、あらゆる施策を総合的に展開しているところであるが、財政的・制度的な問題があり、県独自の対応には限界がある。

② 「地域医療の再生」に向けた支援制度の充実等

こうした状況を踏まえ、「地域医療の再生」に向けた支援制度については、財政力に乏しい都道府県においても、地域の実情に応じて創意工夫を凝らした事業を迅速かつ総合的・計画的に展開できるよう制度設計について配慮していただきたい。

③ 各都道府県の配分基準の設定に当たって考慮すべき指標

・「面積あたり医師数」

徳島県は面積100km²あたり医師数52.4人、全国第31位（平成18年医師・歯科医師・薬剤師調査）。

・「高齢化率」

徳島県の75歳以上人口割合は13.2%、全国第7位（平成19年10月1日現在推計人口）。

・「最も医師数の少ない2次医療圏の状況」

徳島県の南部Ⅱ医療圏の医師数は42人、全国358医療圏中ワースト6位（平成18年医師・歯科医師・薬剤師調査）。

・「10大死因による死亡率の全国順位」

徳島県は腎不全の人口10万人当たり死亡者数23.9人で全国第7位、慢性閉塞性肺疾患18.8人で第2位、肝疾患17.1人で第3位（平成19年人口動態調査）。なお、糖尿病は平成5年から平成18年まで14年連続で全国ワースト1位。

④ 県立病院における耐震化整備の状況

- ・災害拠点病院及び救命救急センターである県立中央病院においては、現在、21年度着工、23年度完成に向け、改築事業に取り組んでいるところであり、多額の経費を要することから、円滑な事業推進を図るため、特段の配慮をいただきたい。

【主管省庁局名】 厚生労働省医政局

1.1 「安心こども基金」の制度の充実について

希望するすべての人が安心して子どもを育てることができる環境を整備するため、各都道府県に創設された「安心こども基金」について、より地域の実情に即した活用が図られるよう制度の充実を図っていただきたい。

(1) 現行の「安心こども基金」の補助要件は、既存の国の補助制度の枠にとどまっており、地方においては、保育所や放課後児童クラブ専用室等の飛躍的な整備促進は見込めないため、有効かつ迅速な活用に向け、補助率を引き上げることにより、実施主体の負担軽減を図ること。

① 民間保育所の緊急整備について

保育所等緊急整備事業については、現に待機児童が多い都市部においては、「安心こども基金」の補助率は、すでに2/3となっている。地方においても潜在的な待機児童があること、雇用環境の変化に伴い待機児童の増加が見込まれることや耐震化への緊急的対応の必要性等を勘案し、待機児童の多い場合と同様に「安心こども基金」の補助率を2/3とすること。

② 放課後児童クラブ専用室の緊急整備について

放課後児童クラブ設置促進事業について、現在「安心こども基金」の補助率は1/3にとどまっていることから、民間保育所をはじめとする他の施設整備と同様に1/2とすること。

あわせて、放課後児童クラブ室を新たに新設する国庫補助制度についても国庫補助率を1/2とし、制度の整合性を図ること。

(2) 多様な保育ニーズに対応するため、地域の実情に即した次の事業についても、「安心こども基金」の補助対象事業とすること。

① 公立保育所の緊急整備について

公立保育所の耐震化や定員増を伴う増改築を促進するため、特例的に市町村負担軽減措置として公立保育所施設整備補助事業についても「安心こども基金」の補助対象事業とすること。

② 病児・病後児のための静養室の緊急整備について

子どもが病気の時も安心して保育所が利用できるよう、看護師が配置されている保育所においては病児・病後児保育事業の実施の有無にかかわらず、一時的な体調不良児を引き続き保育するための新たな静養室の整備等、既存施設の拡張についても「安心こども基金」の補助対象事業とすること。

③ 放課後児童クラブからの情報発信のための環境整備について

放課後児童クラブにおいても保育所と同様に、インターネット等を活用した情報発信が可能となるよう特例的な措置として、既設の放課後児童クラブにおける新たなOA機器の整備についても「安心こども基金」の補助対象事業とすること。

④ 家庭的保育事業実施のための環境整備について

保育士や看護師が少人数（3人程度）の乳幼児を自宅等の既存施設を活用することにより保育する家庭的保育事業をモデル的に実施するに当たって、実施主体の初期投資を軽減するため、賃貸物件を活用して家庭的保育事業を実施する場合には、既存施設の改修費にとどまらず、経過的措置として賃借料についても「安心こども基金」の補助対象事業とすること。

⑤ 認可外保育施設の環境改善について

認可外保育施設の認可保育所への移行を円滑に行うに当たって、初期投資を軽減するため、新たに既存施設を借り上げて保育を実施するに限らず、既存の保育施設を改修することにより認可基準を満たすことができる場合には、その改修費も「安心こども基金」の補助対象事業とすること。

(注釈)

① 現状と課題

- ・本県では、待機児童がある市町村において計画的な保育所整備や定員変更の他、延長保育の実施など、多様な保育ニーズに対応すること等により、待機児童の解消を図ってきたところである。
- ・平成20年4月1日時点で、各都道府県の待機児童を人口10万人当たりで比較してみると、本県は3.75人（全国27番目）である。
また、4月1日時点では30人である待機児童も同年10月1日時点では77人に増えており、今後、女性の雇用環境の変化に伴い、増加が見込まれることから、さらなる待機児童解消対策が必要である。
- ・また、本県における保育所の耐震化率は平成20年4月1日時点で全国平均の59.7%を若干下回る53.7%（全国30番目）にとどまっていることから、南海地震の発生が危惧される昨今、災害弱者保護の視点にとどまらず、被災者の生活再建支援施設としての重要性を考慮し、公立・民間の別を問わず一層の耐震化促進策が必要である。
- ・さらに、大都市圏に比較して利用児童数の飛躍的増加が見込まれない人口規模が小さい市町村においては、病児・病後児を特定の施設で受け入れる現行の制度は、看護師等の人員配置が効率的でなく、それぞれの保育所において現に通園している体調不良児を保育することが保護者負担の軽減にもつながることから各保育所の体調不良児の受け入れの充実に対する環境整備が必要である。
- ・なお、新たな待機児童対策として国において推進の方針が示されている家庭的保育事業や認可外保育施設の整備補助については、本県において、これまで実施事例がないことから、事業者のチャレンジ精神を促すため、事業者の初期投資の軽減を図るなど、きめ細やかな補助制度とすることが必要である。

② 「安心こども基金」の制度の一層の充実

こうした地方都市における特殊事情を踏まえ、より円滑に事業着手が可能となるよう実施主体の負担軽減を図るとともに、きめ細やかな対応が可能となるよう補助対象事業の充実を講じていただきたい。

【主管省庁局名】 厚生労働省雇用均等児童家庭局

IV 地方公共団体へ配慮した適切な地方財政措置

1 2 「地域活性化・公共投資臨時交付金（仮称）」の柔軟な活用について

「経済危機対策」で示されている「地域活性化・公共投資臨時交付金（仮称）」においては、地域における公共投資を円滑に実施するため、財政状況が悪化している地方の実情を考慮し、地方のニーズに沿った幅広い事業への活用と柔軟な運用が可能となる制度として創設をしていただきたい。

- (1) 「経済危機対策」で示された「地域活性化・公共投資臨時交付金（仮称）」については、建設地方債対象経費のうち公共事業・施設費の予算補助の地方負担額、地方で取り組む公共事業・施設費など限定的な活用が想定されているが、地方のニーズに沿った幅広い事業への活用を可能にすること。

（具体的活用内容）

- 社会資本の適切な機能確保のための局所的な維持補修費
- 社会資本が機能するための施設管理費

- (2) 「地域活性化・公共投資臨時交付金（仮称）」については、「経済危機対策」がとりまとめられた後、速やかな実施が可能となるよう配慮していただくとともに、申請手続き事務の簡素化やスムーズな年度間調整を可能とするなど、柔軟な運用にすること。

（注釈）

① 現状と課題

- ・これまで整備してきた社会資本においては、整備後、相当の年月が経過しており、老朽化が進んでいる。そのため、社会資本が本来果たすべき役割を果たすためには、適切な維持補修と施設管理が必要である。
- ・社会資本の増加に伴い、毎年、維持管理費が増大しており、財政状況が悪化している地方の負担となっている。地方単独で取り組む公共事業はもとより、その維持管理費にも充てられれば、地方財政の更なる健全化につながる。
- ・「経済危機対策」で示された「地域活性化・公共投資臨時交付金（仮称）」が複数年にわたり活用された場合には、単年度における地方の財政支出を抑制し、今後さらなる経済対策に向け、継続的な地方の負担が可能となる。

【主管省庁局名】 内閣府、総務省自治財政局

1 3 「経済危機対策」に伴う地方の財政負担への財源措置について

「経済危機対策」に、地方が積極的に協力し、地域の実態にあわせた、機動的で創意工夫を凝らした対策を実施できるよう、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金（仮称）」は、より自由度の高い制度として創設をしていただきたい。

(1) 「経済危機対策」に伴う地方の財政負担については、国において地方公共団体が積極的に協力できる財政措置を講じるため、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金（仮称）」制度の創設が検討されている。

○この交付金制度については、地方において様々な創意工夫を懲らせるような、より自由度の高い交付金となるよう交付対象事業をハード、ソフトいずれにおいても幅広く対象とすること。

○複数年にわたる事業はすべての実施期間を交付の対象とし、本年度が複数年実施されている中間年次にあたっても交付の対象とするなど、実施や用地取得を含めた着手時期の要件を緩やかに設けること。

○基金への積立金を交付金の対象とし、入札などにより事業費が下がった場合に、交付金を基金に積み戻すことや、その取り崩し期間も緩やかに設定するなど、柔軟な執行が可能となる制度とすること。

(注釈)

①現状と課題

- ・ 100年に1度と言われる世界的な経済危機の影響を受け、本県経済・雇用を取り巻く状況は、まさに危機的な状況となっている。
- ・ 一方、国においては「新しい経済対策」がとりまとめられるなど、追加経済対策に向けた準備が進められている。
- ・ しかしながら、地方においては、平成16年度以降の地方交付税の大幅削減により、非常に厳しい財政運営を強いられており、「新しい経済対策」に伴い追加の地方負担が生じる場合には、地方公共団体として前向きに協力することが、難しい状況となっている。
- ・ このため、「経済危機対策」を真に実効性のあるものとするためには、地方が事業主体となり、その実態にあった、きめ細やかな施策を展開することが不可欠であり、「新たな経済対策」に対し、地方公共団体が積極的に協力できるよう、大幅な地方負担の軽減策を講じる必要がある。

【主管省庁局名】 内閣府、総務省自治財政局